生徒心得

１ 生徒の本分

生徒心得は、学校の秩序を維持し、清く明るい校風を樹立し高遠な理想を追及してやまない学校生活の手引である。特に、次に掲げる事項は、生徒として心掛ける基本的な事項である。

(1) 個人の自由と権利を尊重し、他人に迷惑をかけない。
(2) 学究的態度を忘れず、日々自らの向上に努める。
(3) 克己、自律を心掛け、互いを高め合う。
(4) 言葉遣いを正しく、態度は常に謙虚に、礼儀正しくする。

２ 授業

授業は、学校生活の中心であるから、充分な予習・復習、その他の準備をし、その内容を吸収するように務める。

(1) 教室は勉学の場として、常によい環境を保つように留意する。
(2) 遅刻しないようにする。やむを得ず遅刻した場合は、静かに入室する。
(3) チャイムと同時に定められた座席に着き、授業を受ける準備をして静かに待つ。
(4) 授業の始めと終わりは起立して礼をする。
(5) 授業を妨害したり、先生・生徒に対して乱暴・不真面目な言葉を使わない。
(6) 授業中室外に出ようとする場合は先生の許可を受ける。
(7) 他の授業を尊重し、これを妨げぬよう充分注意する。隣室で騒々しくしたり、廊下を走る等の行為はしない。

３ 礼儀

礼儀は他人に対する親しみ、尊敬の気持ちを表現するもので、日頃から実行できるよう心掛ける。

(1) 人に出会ったときはあいさつをする。
(2) 誰に対しても、態度を謙虚にし、敬語を使う。
(3) 学友間においては親愛の念を忘れず、乱暴な言葉を使わない。
(4) 職員室に入るときは、ノックをして許可を受けてから入室する。

４ 服装・所持品

服装は、常に端正・清潔であるように務める。

(1) 制服は正しく着用すること。また、実習、体育等では、それぞれ所定の服を着用する。
(2) 頭髪は整え、染色・パーマ等の特別な加工はしない。また、化粧もしない。
(3) 通学の履物は、靴を使用する。校内においては定められた上履きを使用すること。
(4) 個人の荷物等は、カバンまたはロッカーに入れて管理する。
(5) 生徒証は常に所持する。
(6) 所持品は、持ち主が分かるようにしておく。貴重品は自分で管理する。
(7) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチは、特別な指示がない限り授業には不要である。授業中は電源を切るなど使用マナーを守ること。

５ 考査に対する心得

考査は、最も厳正、公明正大な態度で臨み、誤解を受けるような疑わしい言動はしない。

(1) 受験時は机の中を空にし、筆記具以外のものは教室外に置く。（筆箱も持ち込まないこと。）

(2) 許可されたもの以外は持ち込まない。万一発見した場合は不正行為として扱う。別途許可された電卓等はこの限りではない。（先生の電卓等を借りることはできない。）

(3) 受験時は携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチの電源を切り、カバンの中に入れ、教科書等と同様に教室外に置くこと。携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチを机の上や中に置いたり身につけたりしていた場合は不正行為として扱う。

(4) 受験に当たっては、事前にしっかりと学習をして臨む。

(5) 考査期間中は、生徒番号順に着席し、机の間隔を充分に開ける。

(6) 受験中は、筆記用具その他の貸借を一切しない。

(7) 受験中に質問等があるときには、挙手をして先生の指示を待つ。

(8) 考査終了後、答案用紙回収が確認されるまで教室を出ない。

(9) 受験中は私語をしない。

(10) 遅刻は考査開始から 20 分以内であれば受験できるが、他の生徒の妨げになるので遅刻はしないよう心掛ける。

(11) 病気、交通事情等で受験できない場合は、当日の８時25分までに担任、教科担当または教務部に連絡し指示を受ける。

(12) 考査の一週間前から考査終了後３日間は、職員室の入室はできないので入口で用件を述べる。

(13) 考査期間中は掃除を行わないので、教室等を汚さないよう心掛ける。

(14) タオル、膝掛け等を使用する場合は、監督の許可を取り「文字のないもの」を使用すること。文字入りのアンダーシャツを着用しない。

６ 届出

(1) 欠席、遅刻、早退、欠課をしようとする者は、必ず事前に連絡をする。やむを得ず事後になる場合でも、できるだけ早く学校に連絡し、速やかに届けを提出すること。

(2) 病気欠席が１週間を超え、特に必要がある場合は、医師の診断書等を添えること。

(3) 学校感染症にかかっている、またはかかっている疑いのあるときは無理に登校せず、医師の指示を受けるとともに、できるだけ速やかに学校に連絡すること。

７ 校舎・校具の使用、美化

校舎・校具は毎日の清掃や整理・整頓をして美しく保ち、大切に取り扱うよう心掛ける。

(1) 校舎、校具、装飾物、樹木等を愛護し、破損防止に努め落書きをしない。破損、又は汚損した場合はすぐに教員に報告して指示を受ける。

(2) 定められた清掃分担区域は、各ＨＲの当番によって行い、終了後は、各室の管理者に報告して点検を受ける。

(3) 校舎、校具を職員の指示以外に使用するときは、関係職員の許可を受け、使用後は責任を持って

現状に戻し、異常が生じたときは届け出て指示を受ける。

(4) 休日に登校する時は、前もって関係職員の許可を受ける。

(5) 火気を使用する時は、必ず職員の指示を受け、安全を心掛ける。また、後始末は確実に行うこと。

(6) 校舎内、または校舎の近くでボール投げ、雪投げ等、校舎を破損するおそれのある遊びをしない。

8 掲示、集金・配布等

(1) 生徒が日常のもの以外に掲示を行う時は、予め関係職員の了解を得、生徒指導部へ届け出て許可を受ける。掲示期間の過ぎたものは責任者が速やかに撤去するものとする。放送に関しては別に定める。

(2) 掲示物は、責任者以外の者が勝手にはがしたり書き換えたりしない。

(3) 学校の指示以外に集金したり、販売・印刷物の配布等を行うときは、関係職員の了解を得た上で、生徒指導部を経て校長の許可を受ける。

(4) 学校内での選挙運動や政治的活動は禁止する。また、学校外においても違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合は禁止する。

9 通学、登校、下校

(1) 交通規則を守り、安全を期する。

(2) 道を歩くときは、他の交通の妨げとならないように注意する。

(3) 自転車を運転するときは、ヘルメットを着用すること（努力義務)。自分が危険な目にあうだけでなく、周りの人も危険な目にあわせてしまうことを忘れない。とくに、スピードの出し過ぎや交差点での出会い頭事故には気をつけること。傘さし・イヤホン・スマートフォン操作など、ながら運転は絶対にしない。

(4) 電車・バス通学の者は、下記の事項を守ること。

① 車内では、席や通路を占有したり、音楽を流す等、他の乗客の迷惑となる行為をしない。

② 車内では進んで席を譲る、ゴミを放置しない、決まった扉から乗降する、降りる人を優先する等、決められた乗車マナーを守ること。

③ 通学定期券の有効期限には十分注意すること。

(5) 始業 10 分前までに登校し、放課後は用事のない者は、早く下校するのが望ましい。

(6) 登校後、放課後までの間は、校外へ出ることを禁止する。もし外出の必要がある場合は、担任の許可を得ること。

(7) 下校時刻は午後５時とする。所定の課外活動を行う場合でも、午後７時までに活動を終え、午後７時 10 分には校門を出ること。ただし、教員の付添・指導のもとでやむを得ず居残るときは、その教員の指示に従い、生徒だけで居残らないようにする。

10 金銭、物品の取扱い

(1) 学校への納付金は、納入期日に遅れないようにし、持参したらできるだけ早く納めること。領収書は保護者等に保管してもらうこと。

(2) 生徒会費等の公金は、正確、慎重に扱い過誤のないように留意すること。

(3) 生徒間で、金銭の貸借はしない。
(4) 他人の持ち物は尊重し、無断で使用しない。
(5) 学校内で金銭・物品を紛失または拾得した時は、直ちに生徒指導部まで届けること。

11 校外生活

(1) 在学中は、パチンコ店などのギャンブルを伴う施設への立ち入りはしない。
(2) 夜の外出は控えること。外泊は必ず保護者等の許可を得ること。
(3) 下宿するときは学校に届けること。
(4) 冬山登山は禁止する。また、友人と野外活動や旅行に出かけるときは、必ず保護者等の許可を得ること。
(5) 休業中は、外部の人々と接触する機会が多いが、交友関係には特に注意し、誘惑にのらない。ＳＮＳ等で知り合った見ず知らずの人に会うことも避ける。
(6) 事故等が発生したときは、できるだけ早く学校に連絡すること。